

➤ 情報公開に関する質問

質問	回答
<p>情報公開の基本方針は何ですか？</p>	<p>相手国等が主体的に情報公開を行うことを原則としています。その一方で、JICAも業務実施における主要な段階で情報公開を行います。</p>
<p>環境ガイドラインに基づく情報公開と『独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律』(以下「情報公開法」という。)に基づく情報公開との関係はどうなっているのですか？</p>	<p>情報公開法に基づく情報公開は、JICAの保有する法人文書について、皆様からの開示請求に基づき、法律に従って、開示すべきか否かを判断するものです。</p> <p>これに対し、環境ガイドラインに基づく情報公開は、JICAが自主的・積極的に、スクリーニング情報や環境レビューに関する重要な情報等を提供していくことにより、JICA自身の業務の透明性を高めるだけでなく、関係機関、ステークホルダー等第三者からの情報提供をも促すものです。これにより情報公開法の趣旨をより積極的に実現、充実させることができると考えています。</p>
<p>環境ガイドラインの施行によって、旧環境ガイドラインと比べ、新たにどのような情報がウェブサイト上で公開されることになるのですか？</p>	<p>情報公開対象として、環境許認可証明書、住民移転計画、先住民族計画、及びモニタリング結果が新たに加われました。</p> <p>具体的には、協力準備調査の実施決定前(同調査を行わない場合は要請受領後)にカテゴリ分類結果を公開します。その後、カテゴリ A案件は、環境レビュー前に、a.協力準備調査最終報告書又はそれに相当する文書、b.環境アセスメント報告書(合意文書締結 120日前)及び環境許認可証明書、c.住民移転計画(大規模な非自発的住民移転が生じる場合)、先住民族計画(先住民族のための対策が必要な場合)を公開します。更に、合意文書締結後に環境レビュー結果を、モニタリング段階でモニタリング結果(相手国の了解を前提)を公開します。</p>
<p>環境ガイドラインにおいて、環境アセスメント報告書等の公開が要求されていますが、国によっては、環境アセスメント報告書等の公開を法律的に認めていない国もあるのではないですか？</p>	<p>すべての国について調査したわけではありませんが、環境アセスメント報告書等を公開することを法的に義務付けていない国はあっても、環境アセスメント報告書等の公開を禁止している国は見うけられません。環境アセスメント報告書等の公開を義務付けていない国におけるプロジェクトの場合、相手国等に対し自主的に環境アセスメント報告書等を公開するよう働きかけを行っています。</p>

<p>相手国等の制度を無視して相手国等に対して、環境アセスメント報告書等の公開を要求することは内政干渉にもなりかねないのではないですか？</p>	<p>環境と両立した持続的な事業を達成する手続として、環境アセスメント報告書等の公開は重要であると考えており、相手国においても環境アセスメント報告書等を公開する方向で相手国等に説明し、理解を求めています。</p> <p>しかしながら、法律上は公開を禁止していないものの、現段階では運用上公開していない国もあります。これは単に環境影響評価制度の問題というよりは、「情報公開」に対する考え方の相違に原因があると考えられます。従って、環境ガイドラインでは環境アセスメント報告書等の公開を求める方向で相手国等と協議していく所存です。</p> <p>JICAとしては、相手国等に環境アセスメント報告書等の公開の重要性を理解して頂くために、今後も協議の機会を引続き持つ考えです。</p>
<p>情報公開に際し、個人情報の取扱いはどのように行いますか？</p>	<p>本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある個人情報は公開の対象としません。例えば、住民移転計画に記載されている個人の資産に関する情報が、これに該当すると考えています。</p>
<p>カテゴリ Aに該当するプロジェクトに関する環境アセスメント報告書等は日本国内でも公開するのですか？</p>	<p>カテゴリ Aで要求される環境アセスメント報告書等は、その入手状況をウェブサイトに掲載するほか、環境アセスメント報告書等そのものについても商業上の秘密等を除く等の適切な手続を経た上で JICAのウェブサイト上にて公開します。</p>
<p>影響を受ける地域住民はウェブサイトにはアクセスできない場合が殆どであり、このような人々はどのようにプロジェクトの情報を入手できるのですか？</p>	<p>JICAが想定している情報公開の仕組みはウェブサイトを通じたものばかりではありません。環境ガイドライン別紙1(社会的合意)では、現地において「ステークホルダーとの十分な協議」が行われていることを対象プロジェクトに求められる環境社会配慮の原則としており、住民に対して十分な情報公開がなされるよう求めています。</p>
<p>「環境レビュー前に、(協力準備調査の)最終報告書もしくはそれに相当する文書(いずれも、入札関連情報を除く)についてウェブサイトで公開する」の「それに相当する文書」とはどのようなものですか？</p>	<p>協力準備調査が完了し最終報告書が公開されていなくとも、環境社会配慮に関して十分な判断を行うことが可能となるよう、環境社会配慮に関する情報を含む所要の情報が全て含まれるものを公開した上で、環境レビューを実施することが可能なことを明示したものです。所要の情報とは、プロジェクトの内容、スケジュール、プロジェクトの妥当性の検討、環境・社会配慮等の情報を指し、これら情報に関して協力準備調査の最終報告書に相当する文書を同最終報告書に代わって環境レビュー前に公開いたします。</p>
<p>環境レビュー結果を、早期に情報公開することはできないのですか？</p>	<p>環境社会配慮面で重要な条件が合意される可能性があることより、環境レビュー結果に基づき最終的に意思決定を行うタイミングは、対外的に支援をコミットする合意文書締結時であると考えています。この観点から、環境レビュー結果については、合意文書締結後に公開することとしています。</p>

<p>合意文書についても締結後公開されるのですか？</p>	<p>環境社会配慮に関する情報については、環境ガイドラインに則って、積極的に情報公開しています。他方、無償資金協力、有償資金協力の合意文書は守秘義務から公開の対象とはなりません。</p>
<p>ガイドライン1.3.18.において、「無償資金協力におけるGrant Agreement(G/A)等」とありますが、等には何が含まれますか？</p>	<p>技術協力における技術協力プロジェクトや開発計画調査型技術協力の実施を合意する文書が含まれます。</p>